くらしき作陽大学、作陽短期大学　公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日　文部科学大臣決定　以下「ガイドライン」という。）に基づき、くらしき作陽大学、作陽短期大学（以下「本学」という。）の公的研究費等による研究活動不正行為の防止に関する対応について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「公的研究費等による研究活動」（以下「研究活動」という。）とは、競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動を言う。

２．この規程において、「研究者等」とは、本学において研究活動を行う教職員、学生及び本学で研究活動を行う者を言う。

３．この規程において、「不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

（１）捏造　　存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（２）改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（３）盗用　　他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（４）二重投稿、オーサシップその他最高管理責任者が調査委員会の意見を聴いて不正行為に該当すると判断した行為。

（５）第 1 号から第 4 号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

（不正行為の排除）

第３条　研究活動における不正行為が、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また科学の発展を妨げるものである。また、不正行為は研究者等の科学者としての存在意義を自ら否定するものである。これらのことを本学及び研究者等は深く理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むこととする。

（最高管理責任者）

第４条　本学の不正行為の防止及び対応について、最終責任を負う最高管理責任者を置き、

学長をもって充てる。

（統括管理責任者）

第５条　最高管理責任者を補佐し不正行為の防止及び対応を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、副学長、学部長の内から学長の指名した者を充てる。

（研究倫理教育責任者）

第６条　統括管理責任者の下に、所管する研究者等の研究者倫理に関する規範意識の徹底と研究倫理教育を管理・監督する権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、各部門の長を充てる。

（研究倫理教育）

第７条　研究者等の研究者倫理に関する規範意識を徹底し、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、研究倫理教育の実施を推進するため、定期的に研究倫理教育を行う。

（研究者等の責務）

第８条　研究者等は、本規程及びガイドラインに基づき公正な研究活動を遂行し、不正行為を行ってはならない。

２．研究者等は、不正行為の防止に努めるとともに、研究倫理責任者の指示に従い、研究倫理教育を受けなければならない。

３．研究者等は、研究のために取集または作成した各種資料、データ等の記録を、客観的で検証可能な状態で一定期間保存し、適切に管理・開示しなければならない。なお、保存又は開示すべき内容、期間等については、各研究分野の特性に応じ各部門にて定めるものとするが、保存期間は、特段の事情がある場合を除き、当該研究成果等の発表後少なくとも１０年とし、これを下回って定めてはならない。

４．研究者等は、研究に関連する各種資料やデータ等の研究記録の提出、関係者へのヒアリング等その他最高管理責任者、統括管理責任者及び本規程に定める調査委員会の指示に誠実に協力しなければならない。

（告発等窓口）

第９条　本学に、不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない告発（以下「告発等」という。）に応じるための相談等窓口を置き、その名称、場所、連絡先、受付の方法を周知する。

２．告発等窓口は、事務局教育関連部門の長とする。

（告発等の受付方法）

第１０条　告発等の受付は、書面、電話、ＦＡＸ、電子メール、面談その他告発者の選択する方法で行うものとする。

（告発等の取扱い）

第１１条　前条により受け付けた告発等は次の各号のとおり取り扱うものとする。

（１）原則として、告発等は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されたもののみ受付ける。ただし、匿名の告発等においても告発等の内容に応じ、最高管理責任者は顕名の告発等があった場合に準じて対応することができる。

（２）告発等を受け付けた事務局教育関連部門の長は、最高管理責任者及び統括管理責任者にその旨を速やかに報告する。

（３）最高管理責任者は、告発等の受付や調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。

（４）告発等が本学以外の研究・配分機関に関するものであるときは、告発等を当該研究・配分機関に回付する。

（５）本学以外の研究・配分機関から回付された相談等については、本学に告発等があったものとして取り扱う。

（６）告発等窓口が告発等を受け付けたか否かを告発等した者（以下「告発者等」という。）が知りえない方法による告発等を受けた場合は、告発者等に告発等を受け付けたことを通知する。

（７）告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じて、告発に準じてその内容を精査・確認し、相当の理由があると認めた場合は、告発者等に対して告発の意思があるか否かを確認する。

（８）不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。ただし、当該不正行為等が本学以外の研究・配分機関に関するものである場合は、当該告発等を被告発者の所属する研究・配分機関に回付することができる。

（９）本学が本学以外に所属する被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する研究・配分機関に警告の内容等について通知する。

（相談者等、被告発者の取扱い）

第１２条　相談者等、被告発者については次の各号のとおり取り扱うものとする。

（１）告発等の受付を行う場合は、告発等の内容や告発者等の秘密を守るために適切な方法を講じる。

（２）受付け窓口に寄せられた告発等の告発者等、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者等及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしない。

（３）調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができる。ただし、相談者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

（４）悪意に基づく告発等を防止するため告発等については次のとおり対応する。またこれらの事項を周知することができる。

ア．匿名による告発等は原則として受け付けないこと。

イ．告発等を行うには不正とする科学的な合理性のある理由を示す必要があること。

ウ．告発者等に調査に協力を求める場合があること。

エ．調査の結果、悪意に基づく告発等であることが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発が有り得ること。

（５）悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、告発等をしたことを理由に、告発者等に対して、懲戒その他不利益な取り扱いをしない。

（６）相当な理由なしに、告発等されたことのみを以て、被告発者の研究活動の禁止、懲戒その他不利益な取り扱いをしない。

（相談等の受付によらないものの取扱い）

第１３条　告発の受付等によらないものについては、次の各号のとおり取り扱う。

（１）告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合も、その事実の調査を開始することができる。

（２）学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（３）不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている場合は、不正行為を行った研究者等の不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることが確認された場合、本学に告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（調査）

第１４条　告発等の調査は次の各号のとおり取り扱う。

（１）本学に所属する研究者等に係る不正行為の告発等があった場合、原則として本学が告発等をされた事案の調査を行う。

（２）被告発者が複数の研究機関に所属し、告発等をされた事案に係る研究活動を主に本学で行っていた場合は、原則として本学を中心に、所属する研究機関が合同で調査を行うものとする。
（３）被告発者となった研究者等が本学以外の研究機関で行った研究に係る告発等があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関と合同で、告発等をされた事案の調査を行う。
（４）被告発者が本学を離職した者で、告発等をされた事案に係る研究活動を本学在職中に行っていた場合は、現に所属している研究機関と合同で調査を行う。被告発者が本学離職後、いずれの研究機関にも所属していない場合は、本学が調査を行う。
（５）本学は他の機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

（予備調査）

第１５条　最高管理責任者は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について、必要と認めたときは、次の各号について、予備調査委員会を設けて予備調査を行う。
（１）告発等をされた不正行為が行われた可能性
（２）告発等の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
（３）告発等のされた事案にかかる研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、または本学各部門が定める保存期間を超えるか否か。
２．予備調査委員会は、第 17 条第 3 項に定める者のうちから最高管理責任者が委嘱した者若干名及び最高管理責任者が本学の教職員の内から指名した者若干名によって構成する。
３．予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げた経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、最高管理責任者にその結果を報告するものとする。
４．予備調査委員会は、必要と認めた時は、調査対象者から事情聴取をすることができる。
５．予備調査委員会は、調査完了後直ちに最高管理責任者に調査結果を報告しなければならない。
６．最高管理責任者は、予備調査委員会からの報告を参考に、原則として告発等を受けた日から 4 週間以内に本調査実施の要否を決定する。ただし、最高管理責任者が必要と認め、予備調査委員会に再調査を命じた場合は、この限りではない。
７．最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに

告発者等に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者等の求めに応じて開示するものとする。

（本調査）

第１６条　本調査を行うことを決定した場合は、次の各号のとおり取り扱うこととする。

（1）告発者等及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の期間に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

（2）告発された事案の調査に当たっては、告発者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

（3）当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。

（4）本調査は、本調査実施決定後、4 週間以内に開始する。

（調査委員会）

第１７条　最高管理責任者は、調査の実施を決定したときから 3 週間以内に調査委員会を設置するものとする。

２．調査委員会は、調査開始から１５０日以内に調査を完了する。ただし、やむを得ない事情があるときは、これを中間報告とすることができる。

３．調査委員会は次の各号の者を以て構成する。ただし、構成員の中に告発者等及び被告発者との直接の利害関係を有する者があるときは、最高管理責任者がこれを除外する。

（1）統括管理責任者

（2）研究倫理教育責任者のうち最高管理責任者が指名する者　１名

（3）最高管理責任者が委嘱する外部有識者　３名以上

（4）その他最高管理責任者が必要と認めた者　１名以上

４．調査委員会の委員のうち、半数以上は外部有識者でなければならない。

５．第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める者が告発者等及び被告発者と直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断したきは、他の教育職員の内からこれを指名することができる。

６．最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の指名や所属を告発者等及び被告発者に通知する。

７．告発者等及び被告発者は、前項の通知後７日以内に、委員について異議申し立てをすることができる。

８．最高管理責任者は、前項の意義申し立てがあった場合は、その内容が妥当と認めたときは、委員を変更する。ただし、変更後の新たな異議申し立ては認めない。

９．調査委員会に委員会を統括する委員長を置く。委員長は最高管理責任者が指名

する。

１０．調査委員会は委員総数の３分の２以上の出席者を以て成立し、出席者の３分の２以上の賛成を以て委員会の決定とする。

１１．調査委員会は、改革会議に付設する。

（調査内容等）

第１８条　調査委員会は、次の各号に定める事項について調査する権限を有する。

（１）不正行為の有無

（２）不正行為の内容

（３）不正行為に関与した者及び関与の程度

（４）当該論文等及び当該研究活動における関与した者の役割

（５）悪意に基づく告発等の疑義がある場合は、その事実の有無

（６）その他必要と認めた事項

２．調査委員会は、次の各号の方法により調査を行うことができる。

（１）告発等がされた事案に関する論文や実験・観察ノート、生データその他の各種資料の精査

（２）関係者のヒアリング

（３）再実験の要請

（４）その他必要と認めた方法

３．調査委員会は、前項の調査の際に、被告発者または悪意に基づく告発等の疑義がある告発者の弁明の聴取を行わなければならない。

４．調査委員会は、再実験等により再現性をしめすことを被告発者に求める場合、または被告発者の申し出により、調査委員会がその必要性を認める場合は、最高管理責任者が必要と判断する範囲内において、これを行う。

５．告発者等及び被告発者その他の関係者は、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

６．調査委員会の調査において、被告発者は、疑義を晴らそうとする場合、当該研究等が適正な手続きと方法で行われたものであることを、科学的かつ合理的な根拠を示して説明しなければならない。

７．調査委員会は、他の研究機関、学協会等に調査への協力を依頼することができる。

（調査対象）

第１９条　調査の対象には、告発等のされた事案に係る研究活動のほかに、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

（証拠等の保全）

第２０条　調査委員会は、告発等をされた研究活動に関して証拠となる資料を保全する措置をとることができる。ただし、措置に影響しない範囲であれば被告発者の研究活動を制限しない。

（経過報告）

第２１条　調査委員会の委員長は、調査の経過をその都度最高管理責任者に報告しなければならない。

（中間報告）

第２２条　最高管理責任者は、告発等をされた事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じて、調査の終了前でも、調査の中間報告を当該配分機関等に報告するものとする。

（情報の保護）

第２３条　調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないよう配慮するものとする。

（認定の基準）

第２４条　調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠を総合的に判断して不正行為か否かの認定を行う。

２．調査委員会は、被告発者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。

３．第 1 項の規定に関わらず、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されない限り、不正行為と認定する。

（調査結果の報告）

第２５条　調査委員会は、調査完了後直ちに最高管理責任者に調査結果を報告しなければならない。

２．前項の報告には第 18 条第 1 項に定める事項が含まれるものとする。

（調査結果の通知）

第２６条　最高管理責任者は、調査委員会の報告を了承したときは、当該調査結果を速

やかに告発者等、被告発者及び被告発者が所属する研究機関等並びに当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に通知する。

２．最高管理責任者は、悪意に基づく告白と認定した場合、告発者等の所属機関にも通知する。

（不服申し立て）

第２７条　不正行為と認定された被告発者（以後「不正行為被告発者」という。）及び告発が悪意に基づくと認定された告発者（以後「悪意告発者」という。）は、前条の調査結果に不服があるときは、通知後 2 週間以内に、通報窓口を通じ、最高管理責任者に根拠を書面にして不服申し立てをすることができる。ただし、当該期間内においても、同一理由に基づくと認められる不服申し立てはこれを受け付けない。

２．最高管理責任者は、不正行為被告発者から不正行為の判定に係る不服申立てがあった場合は、その旨を告発者等に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省へ報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

３．不服申し立ての審査は調査委員会が行う。最高管理責任者は、申し立ての態様等に応じて委員の交替等を行うことができる。

４. 不正行為被告発者による不服申立てについて調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

５．調査委員会は前項において、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不正行為被告発者に当該決定を通知する。

６．調査委員会は、不服申立てが事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的と調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

７．調査委員会は、調査・審議の結果、当該不服申し立てについて、再調査を行うと決定した場合には、不正行為被告発者に対し、再調査に協力することを求める。

８．調査委員会は、前項の協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

９．調査委員会は、前項の決定を行った場合は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は不正行為被告発者に通知する。

１０．不正行為被告発者からの不服申立てについて、調査委員会は、原則として再調査を開始後 7 週間以内に調査を終了し､その結果を最高管理責任者に報告する。

１１．最高管理責任者は、前項の結果を不正行為被告発者、関係配分機関等並びに文部科学省へ報告する。

１２．最高管理責任者は、悪意告発者から悪意に基づく告発の認定に係る不服申立てがあった場合は、悪意告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省へ報告する。

１３．悪意告発者からの不服申立てについて、調査委員会は、原則として調査を開始後４週間以内に調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

１４．最高管理責任者は前項の結果を、悪意告発者、悪意告発者が所属する機関、不正行為被告発者、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

（結果の公表）

第２８条　最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の各号に定める事項を公表する。ただし、知的財産の保護等のため最高管理責任者が非公表とすることが適切と判断した場合は一部の事項を非公表とすることができる。

（１）不正行為に関与した者の氏名及び所属

（２）不正行為の概要

（３）不正行為に対して、本大学が講じた措置の概要

（４）調査委員会委員の氏名及び所属及び調査方法の概要

（５）その他最高管理責任者が必要と認めた事項

２．最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしている場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

３．最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。

４、前３項の調査結果の公表の内容は、調査委員会の審議を経て最高管理責任者が決定する。

（措置）

第２９条　不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容等について責任を負うものとして認定された者は、本学規程に基づき適切な処置を行うとともに不正行為とされた論文の取り下げを勧告する。

２．悪意告発者に対しては、本学規程に基づき適切な処置を行う。

（その他）

第３０条　この規程に定めのない事項については、ガイドライン及び文部科学省の関係通

達等に則り、最高管理責任者が決定する。

（改廃）
第３１条　この規程の改廃は、大学教授会の意見を聴いて学長が行う。

附則
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は 2020 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。